

家庭掲示用（保存版）

## 緊急時における対応について

(1) 風雪水害時における対応

(2) 都市南部直下地震等、震度5以上の地震発生時における対応

いつでも使用できるように、見やすい場所に掲示しておいてください。

令和8年度

大和市立大和東小学校

# 風雪水害時における対応

## 【児童在宅時に警報が発令された場合(朝の登校時)】

時刻	午前5時
地域	「大和市」 *「大和市」のみに地域を限定します。
気象状況	「大雨・暴風・洪水・大雪」のいずれか一つでも警報が発令されている場合(暴風雪警報・高潮警報・波浪警報は除く)
家庭対応	<p>① 大和市教育委員会より、午前<b>7時まで</b>に<b>すぐーる</b>が配信されます。 その指示に従ってください。</p> <p>② 午前7時までに教育委員会からのすぐーるがない場合でも、 <b>午前7時に大和市に警報</b>が出ているときは、 安全確保のため、児童は<b>自宅待機</b>となります。 <u>*学校からの「自宅待機」の連絡は、ありません。</u></p>

学校対応	<p>◎午前7時以降、学校より、すぐーるや学校HP等を使用して、「自宅待機」後の対応を各家庭へ連絡します。</p> <p>【連絡内容】(例)</p> <p>「〇〇警報」が解除されました。〇時〇分までに登校してください。</p> <p>今後、天候の回復が見込まれますので、〇校時より授業を開始します。 〇時〇分までに登校してください。 <u>*警報が発令中であっても、天候の回復が見込まれる場合の連絡内容です。</u></p> <p>今後、天候の回復が見込まれませんので、臨時休業(休校)とします。</p>
------	--

## 【児童在校時に警報が発令された場合(児童の下校)】

学校対応	<p>◎すぐーるを使用して、「児童の一斉集団下校」または「あずかり保護」をする旨を各家庭へ連絡します。</p> <p>*「一斉集団下校」・・・地区毎に全児童が一斉(同時刻)に集団で下校すること。 *地区担当職員が児童の安全を確認しながら、登校班の集合場所付近まで引率します。 *「あずかり保護」・・・児童のみによる下校が困難と判断し、一時的に学校に留め置き、保護者に迎えに来てもらい引き渡すこと。</p>
------	--

## 都心南部直下地震等、震度5弱以上の地震発生時における対応

### ◎【都市南部直下地震等、震度5弱以上の地震が発生した場合】

児童在宅時	安全確保のため、 <u>自宅待機</u> となります。
児童在校時	安全が確認され次第、児童の「あずかり保護」へ移行します。(保護者の方が安全に引き取りに来られるまでは、児童を学校で預かります。)
児童登下校中	登校途中の場合は、安全に気をつけて、通学路をそのまま登校する。 下校途中の場合は、安全に気をつけて、通学路をそのまま帰宅する。
対応	なお、この対応は原則の行動であって、登校直後又は下校直後等の場合や震度5弱の判断が困難な場合等、様々な場面が想定されます。学校においても十分指導しますが、各ご家庭においても安全な場所への避難について十分な話し合いをお願いします。

学校対応	<p>◎「あずかり保護」の連絡は、注意情報の発表時や地震の発生時の状況で変更することもあります。原則すぐーるでの発信を想定しています。</p> <p>しかし、通信手段が遮断又は遅延することもありますので、各ご家庭の適正なご判断で行動してください。</p>
------	---

### ◎【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合】

児童在宅時	安全に気をつけて、登校します。教職員が見守ります。
児童在校時	<p>基本的に通常授業を行います。状況によっては、「一斉下校」または「一斉集団下校」となります。</p> <p>*「一斉下校」…全児童が一斉(同時刻)に学校を出て、それぞれ下校します。</p>
児童登下校中	登校途中の場合は、安全に気をつけて、通学路をそのまま登校する。 下校途中の場合は、安全に気をつけて、通学路をそのまま帰宅する。

# 「ご理解ご協力をお願い」

本校は、水防法及び土砂災害防止法に基づく浸水想定区域内かつ土砂災害警戒区域内に立地していますので、避難確保計画に基づいた行動を取ります。

- ① 「大坂」や通称名「ジョンの坂」等の「坂」がある。
- ② 学校正門前には、「崖（斜面）」がある。
- ③ 学校敷地 東側には、「境川」がある。

等の立地条件であることから、「警報」の発令時には、次のようなことが考えられます。

- (1) 「大雪警報」の場合、「坂」の登下校中に、大雪や凍結による滑走、転倒が予想され、歩行の困難又は危険な状況が考えられる。
- (2) 「大雨警報、暴風警報」や「地震発生」等の場合、斜面の崩落の可能性は 否定できない。
- (3) 「大雨警報、洪水警報」により、河川の増水、氾濫（洪水）が考えられる。

以上のことから、本校児童の生命及び安全の確保の観点から、本校独自の判断による「臨時休業（休校）」（登校時刻を遅らせる、下校時刻を早めるなども含む）をすることがあります。

（例）大雪のため、市内小中学校が登校時刻の変更で、「3校時目から授業を開始する場合」であっても、本校は、坂の道路状況（車両の滑走状況等）、降雪状況を判断し、児童の安全を最優先に考え、登下校中の転倒事故、車両との接触事故等を回避するために、臨時休業とすることがあります。